

令和2年1月20日発行

様々な分野の「IoT」化

「IoT」という言葉をご存じでしょうか？

「IoT」とは「Internet of Things」の頭文字を取った単語で、「モノのインターネット」と呼ばれ、「身の回りのあらゆるモノがインターネットにつながる」仕組みのことです。

IoTでは、これまでインターネットとは無縁だった家電等（モノ）がインターネットと繋がることにより、モノが相互通信し、遠隔からも認識や計測、制御が可能となります。人が操作してインターネットに繋ぐだけでなく、モノが自らインターネットにアクセスすることがIoTの特徴です。

様々な分野における「IoT」を紹介します。

《 自動車分野における IoT 》

将来の実用化に向けて「自動運転システム」が開発されています。すでに一部の自動車に搭載されている「自動ブレーキ」機能は自動運転の先駆けといえます。

《 交通機関における IoT 》

バスもIoT化が進んでおり、Webサイトや停留所などにあるQRコードなどから「バスが何分後に来るか」をリアルタイムで知ることが可能です。

《 物流における IoT 》

物流界においてはIoT化が顕著で、IoTによる配送や倉庫内の在庫管理が行われており、一例としてまだ法整備などのハードルがあるものの、ドローンを使った配送は実用可能なレベルにまで開発が進んでいます。労働力不足の解消、資源やエネルギーの有効活用が期待されています。

《 医療分野における IoT 》

着用ウェアラブルデバイスによる健康状態の記録、管理、医師との共有にIoT化が進んでおり、より効率的かつ正確な診断の提供に繋がっています。

《 農業における IoT 》

ハウス栽培における水やりや肥料の自動システムはIoT化の一環であり、農地に取り付けたセンサーで読み取った日射量や土壌の状況を自動システムに取り入れ、水や肥料の量や与えるタイミングを計っています。農業の担い手不足の中、効率的な生産が期待されています。

《 税務における IoT 》

会計ソフトがクラウド化し、銀行、クレジットカード、人事労務等の様々なサービスと繋がり、仕訳入力の自動化が取り入れられています。



法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

令和2年度税制改正により、法人について消費税の確定申告書の提出期限の特例が創設され、消費税の確定申告書の提出期限を1ヶ月延長することができるようになります。

改正前は法人税には提出期限の延長が認められていましたが、消費税では認められていませんでした。そのため消費税の申告後に決算額が変動し、修正申告や更正の請求を行う必要がありましたが、今回の改正によりその事務負担を削減することができます。

《適用要件》

- ①法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人であること
- ②消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出すること

《適用時期》

令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用

《留意点》

- ・利子税の納付

確定申告書の提出期限が延長された期間の消費税の納付については、当該延長された期間(1ヶ月)に係る利子税を併せて納付

- ・課税期間を短縮している場合

各事業年度の末日の属する課税期間にのみ適用があるため、3ヶ月毎に短縮している場合には、第4期のみ適用があります。

国税庁のチャットボット試行運用開始

近年、AI技術を活用したサービスが普及してきていますが、1月15日より国税庁ホームページでもチャットボットの試行運用が始まっています。

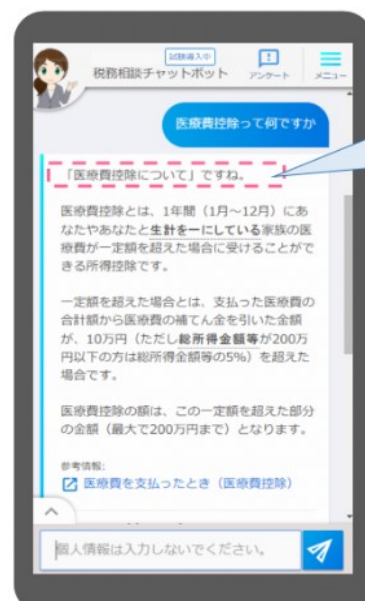
チャットボットとは、質問者がテキストで質問等を投稿すると、AIが自動回答してくれる会話プログラムのことです。

これまでは、税務手続等の疑問が生じた場合、電話相談や税務署の窓口へ訪問するなどが必要で、税務当局側の人員不足や繁忙期には円滑な対応が難しいという課題がありました。

今回の試験導入では、給与所得者や年金受給者の確定申告で問い合わせが多くなりがちな所得控除を主な対象範囲として土日や夜間等での税務相談に対応していくとのことです。

今後は、相談事例の蓄積やAIの学習を繰り返しながら、相談範囲が順次拡大されていく予定です。

(チャットボットの回答イメージ)



(国税庁 HP より)